リスク管理規程

（目的）

第1条　本規程は、特定非営利活動法人こどもの里（以下「当団体」という。）の事業運営におけるリスクの防止及び当団体の損失の最小化を図るため、リスク管理及び緊急事態への対応に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第2条　本規程は、当団体の役員及び従業員（以下「役員等」という。）に適用する。

（定義）

第3条　本規程における「リスク」とは、不祥事の発生、当団体に関する誤った情報の流布、財政の悪化、団体内部の係争、外部からの侵害、自然災害の発生その他の要因により、当団体に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせるすべての具体的な可能性を指す。

（基本的責務）

第4条　役員等は、業務の遂行に当たり、法令、定款及び内部規程に定められたリスク管理に関するルールを遵守しなければならない。

（リスクの回避等の措置）

第5条　役員等は、業務の遂行に当たり、リスクの発生を積極的に予見し、その内容及び程度を適切に評価するとともに、当団体にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、その回避、軽減その他の必要な措置（以下「回避等措置」という。）を事前に講じなければならない。

2. 役員等は、他の役員等に対して業務に関する指示又は意見を求める場合には、当該業務において予見されるリスクを自発的に明らかにするとともに、当該リスクに対する回避等措置について具申しなければならない。

（リスク発生時の対応）

第6条　役員等は、リスクの発生を認知したときは、これに伴い生じる当団体の物理的、経済的又は信用上の損失を最小化するため、必要と認められる範囲内で初期対応を行うとともに、速やかに関係部署に必要な連絡を行い、その後の処理について協議の上、適切にこれを処理する。

2. 前項の規定にかかわらず、役員等は、リスクを認識した端緒が内部通報（ヘルプライン）によるものである場合は、内部通報（ヘルプライン）規程に基づく対応を優先する。

（リスク処理後の報告）

第7条　役員等は、リスクの処理が完了した場合は、当該リスクの発生から処理に至るまでの経過及び処理結果について、適宜の記録を作成し、理事長に報告する。

（クレーム等への対応）

第8条　役員等は、当団体の利用者、その保護者、関係機関その他の利害関係者から、クレーム、異議等を受けた場合は、直ちに関係部署に連絡し、クレーム、異議等の内容及び重要度を判断した上で適切に対応しなければならない。

（対外文書の作成）

第9条　役員等は、当団体の外部に発信する文書の作成に当たっては、その内容がリスクの発生を招くものでないことを確認しなければならない。

（緊急事態への対応）

第10条 当団体は、次条に定める緊急事態が発生した場合、理事長をリスク管理統括責任者として、緊急事態に対応する体制をとるものとする。

（緊急事態の範囲）

第11条 本規程における「緊急事態」とは、次の各号に掲げる事象によって、当団体並びに当団体の事業所及び役員等に急迫の事態が生じ、又は生じるおそれがあり、当団体を挙げた対応が必要である場合を指す。

⑴　地震、風水害等の自然災害

⑵　重大な事故

イ　爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故

ロ　役員等又は利用者に係る重大な人身事故

ハ　その他当団体の活動に起因する重大な事故

⑶　感染症の拡大

⑷　犯罪

イ　建物への放火、不法侵入その他の不法行為

ロ　役員等又は利用者に対する暴行、恐喝、誘拐その他の不法行為

ハ　役員等による背任、横領等の不祥事

⑸　機密情報の漏えい、情報システムへの不正なアクセス

⑹　当団体の法令違反等の摘発等を目的とした官公庁による立入調査

⑺　その他当団体の運営上の緊急事態

（緊急事態の通報）

第12条 緊急事態の発生を認知した役職員は、速やかに、当該緊急事態に関連する事業の事業責任者に通報しなければならない。また、通報を受けた当該事業責任者は、速やかに理事長に通報しなければならない。

2. 通報に当たっては、迅速性を最優先し、口頭又は電話で行う。また、前項に定める通報先が不在の場合は、当該通報先の次の通報先へ通報するものとする。
3. 理事長又は事業責任者は、当該緊急事態の内容、緊急性及び重大性を踏まえ、警察、消防等に必要な通報を行うものとする。

（緊急事態への対応の基本方針）

第13条 第 11 条各号に定める緊急事態への対応を行うに当たっては、次の各号に掲げる基本方針に従って実施する。

⑴ 地震、風水害等の自然災害

イ 生命及び身体の安全の確保を最優先する。

ロ ライフラインの確保に努める。

ハ 必要に応じて所管官公庁へ連絡する。

⑵ 重大な事故

イ 生命及び身体の安全の確保を最優先し、環境破壊の防止にも努める。

ロ 消防等の指示に基づき、被害の拡大防止に努める。

ハ 事故の再発防止を図る。

ニ 必要に応じて所管官公庁へ連絡する。

⑶ 感染症の拡大

イ 生命及び身体の安全の確保を最優先する。

ロ 医師、保健所等の指示に基づき、感染拡大の防止に努める。

ハ 必要に応じて所管官公庁へ連絡する。

⑷ 犯罪

イ 生命及び身体の安全の確保を最優先する。

ロ 警察等の指示に基づき、被害の拡大防止に努める。

ハ 必要に応じて所管官公庁へ連絡する。

⑸ 機密情報の漏えい、情報システムへの不正なアクセス

イ 被害状況を把握し、被害の最小化を図る観点から、適切な対応を検討する。

ロ 再発防止を図る。

ハ 必要に応じて所管官公庁へ連絡する。

⑹ 当団体の法令違反等の摘発等を目的とした官公庁による立入調査

イ 当団体の損失の最小化を図る観点から、適切な対応を検討する。

ロ 再発防止を図る。

⑺ その他当団体の運営上の緊急事態

イ 当団体の損失の最小化を図る観点から、適切な対応を検討する。

ロ 再発防止を図る。

ハ 必要に応じて所管官公庁へ連絡する。

（届出）

第14条 緊急事態に関して、所管官公庁への届出を必要とするものについては、理事長又は各事業責任者が速やかに所管官公庁に届け出る。

（報道機関への対応）

第15条 緊急事態に関して、報道機関からの取材の申入れがあった場合は、緊急事態の解決に支障を来たさない範囲において、理事長又は各事業責任者が取材に応じる。

（守秘義務）

第16条 役員等は、本規程に基づいてリスクの管理、緊急事態への対応を行うに当たり、当団体及び当団体の関係者に関する情報を取得した場合は、その秘密を保持しなければならず、リスクの防止及び当団体の損失の最小化を図るため正当な理由がある場合を除き、当団体の内外を問わず開示又は漏えいしてはならない。

（懲戒）

第17条 リスクの管理及び緊急事態への対応に関して、役員等に次の各号のいずれかに該当する者がいる場合は、情状により、当団体の就業規則第 89 条及び第 90 条を準用して懲戒手続に付すものとする。

⑴ リスク及び緊急事態の発生に意図的に関与した者

⑵ リスク及び緊急事態のため必要があるにもかかわらず、本規程に定める回避等措置、通報その他の対処を意図的に行わなかった者

⑶ 前条に規定する守秘義務に違反した者

⑷ その他リスクの管理及び緊急事態への対応に関して当団体に損失又は不利益をもたらす行為を行った者

（緊急時通報先の把握）

第18条 役員等は、緊急事態の発生に備えて、第 12 条に定める通報を行うための連絡先を把握しなければならない。また、当該連絡先が変更された場合は、速やかにその更新を行わなければならない。

（改廃）

第19条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

本規程は、令和 6 年 2 月 27 日から施行する。